

公 募 公 告

不動産登記法第14条第1項に定める地図作成作業のための現地事務所の公募について

和歌山地方法務局では、平成30年4月から、和歌山市塩屋一丁目ないし六丁目及び同市和歌川町（塩屋二丁目地区の一部、その他各地区の全部（以下「実施区域」という。））において、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「14条地図」という。）の作成作業を予定しているところ、14条地図を作成する際に必要となる現地事務所（以下「事務所」という。）を下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契約名 登記所備付地図作成作業現地事務所賃貸借契約
- (2) 契約期間 平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- (3) 目的物 募集要領による。

2 賃貸借の条件

- (1) 事務所の延べ床面積が約50平方メートル以上であり、直ちに使用できること。
- (2) 敷金、礼金及び保証金等が不要であること。
- (3) 駐車場が事務所敷地内又は事務所敷地から徒歩5分以内にあり、3台確保できること。
- (4) トイレが事務所内にあり、直ちに使用できること。
- (5) 電話配線を備えることが可能であること。
- (6) 必要に応じて電気工事（エアコン設置工事を含む。）が可能であること。
- (7) 機械警備が設置できること。
- (8) 実施区域内又は実施区域から徒歩15分以内に所在すること。
- (9) 賃料の翌月払が可能であること。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は和歌山県知

事による宅地事務所取引業の免許を受けていること。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 和歌山地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (7) 募集要領の交付を受けていること。

4 募集要領の交付場所、公募に関する問合せ先及び交付期間

(1) 交付場所

和歌山市二番丁3番地

和歌山地方法務局会計課（担当：施設係 大谷）

(2) 電 話 073-422-5148（直通）

(3) 交付期間

平成29年12月20日（水）から平成30年1月11日（木）まで

午前8時30分から正午まで、午後1時00分から午後5時15分まで

（ただし、土、日及び祝日並びに年末年始（平成29年12月29日から平成30年1月3日）を除く。）

5 公募参加の申込み

公募に参加する者は、平成30年1月18日（木）午後5時15分までに、募集要領において定める書類を前記4(1)の場所まで提出すること（郵送による提出も可とするが、書留郵便で同日までに必着のこと。）。

以上、公告する。

平成29年12月20日

和歌山地方法務局長 喜 田 繁 克